

## 運輸省 届出

## 標準貨物自動車利用運送約款

（平成二年運輸省告示第五百七十九号）

### 標準貨物自動車利用運送約款

## 目 次

### 第一章 総則(第一条-第十条)

### 第二章 利用運送業務

#### 第一節 利用運送の引受け(第三条-第六条)

#### 第二節 積込み又は取卸し(第十七条)

#### 第三節 貨物の受取及び引渡し(第十八条-第二十六条)

#### 第四節 指図(第二十七条-第二十八条)

#### 第五節 事故(第二十九条-第三十一条)

#### 第六節 運賃及び料金(第三十二条-第三十七条)

#### 第七節 責任(第三十八条-第五十条)

#### 第三章 附帯業務等(第五十一条-第五十三条)

#### 六 運送状の作成地及びその作成の日月

#### 七 高価品については、貨物の種類及び積卸

#### 八 高代金の成立を承認するときは、その旨

#### 九 運送契約に付することを認許するときは、その旨

#### 十 その他その貨物の運送に關し必要な事項

十二 荷送人は、当指が前項の規定の出払を請求しないときは、前項の前項番号に掲げる事項を明示しなければならない。

### （高価品及び貴重品）

第七条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいふ。

- 貴族、銀行、紙幣、印刷、複製切手及び公認証、株券、債券、商品その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、ワジム、タングステムその他の稀貴金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀その他の宝石、象牙、パール、珊瑚及びその他の真珠
- 美術品及び貴重品
- 容易に盗難を加え一キログラム当たりの価格が二万円を超えたる貨物(動物を除く。)

前項第三号の一から三の貨物の積算は一、前項に於て、これをいふ。

三 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第三号に掲げないものをいふ。

### （運送の取極明等不明の場合）

第十四条 荷送人が利用運送の申込みをするにあたり、運送の取極明その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつたときは、荷送人として最も有利に認めらるるものにより、当該貨物を運送します。

### （運送引）

第十四条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取極明等に応じて、運送に耐えらうしに荷送りをしなければなりません。

二 当店は、貨物の荷送りが十分でないときは、必要な取極を要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

三 当店は、取極のうち十分でない貨物であつて、他の貨物に対し積載を争ふない認め、かつ、荷送人が前面により前荷物の不備に於て損害を負擔することを承認したときは、その利用運送を引受けさせていただきます。

### （外装表示等）

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めたる事項については、この限りではありません。

- 荷主及び荷受人の氏名又は番号並び住所
- 品名
- 個数

四 その他貨物の取扱いに必要な事項

十二 荷送人は、当指が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を付して前項の外装表示に代へることができる。

### （貨物引換証の発行）

第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を發行する場合には、貨物の全部の引換を受け入れた後、これを發行します。ただし、次の各号の貨物については、これを發行しません。

- 貴金属及び貴物品
- 積木箱、箱及び生巻
- 動物
- 運送品名録その他の取扱又は運賃しやすための
- 活動物(酒類、酢類、醬油、飲料及び炭火又は引火等の危険性のない油類を除く。)
- 汚れい品
- 品代金取立ての委託を受けた貨物
- ほか種貨物

### （動物等の運送）

第十四条 当店は、動物その他の特殊な管理を要する貨物の利用運送を引受けたいときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げること請求することができる。

- 当店において、輸費、荷込み又は取扱いの旨を指定すること。
- 当該貨物の運送につき、什人等を付すこと。

### （高価品の運送）

第十五条 荷送人は、運賃、乗火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に申告するものとす。

### （指図）

第十四条 荷送人は、貨物の全部引換し、引換証明請求があつたときは、その貨物の引渡期間満了の日から一月以内で限り、事故証明書を發行します。

二 当店は、貨物の一部滅失、損壊又は延焼に關し、その数量、状態及び引換しの目的につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引換しの日限り、事故証明書を發行します。ただし、特別の事情のある場合は、当該貨物の引換しの日以降においても、發行することがあります。

### （運賃及び料金）

第二十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料表に基づきます。

二 個人(事業として又は事業のために運送契約の當事者となる者を対象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

### （運賃の取立）

第二十条 運賃は、次の各号の日に請求する場合同じ、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 各該利用運送の申込みが、その取極によらなものであるとき。

二 申請者が、前項第一号の規定による申告をせず、又は同前項の規定による表示の記載をみなさないとき。

三 運送に關する請求を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四 当該利用運送に關し、申請者から特別の取極を求められたとき。

五 当該利用運送が、貨物の取扱い又は他の取扱若しくは積載の危険に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事情があるとき。

### （運送状等）

第八条 貨送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一日ごとに出出しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び数量又は積算額に於ける前荷物の種類及び積算

二 積算内容及び運送先又は積載地及び積卸地(但し、アールその他の積載運送業者にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の取極明

四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」といふ。)の支払に關する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号

### （運送状等）

第八条 貨送人は、次の各号の日に請求する場合同じ、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 各該利用運送の申込みが、その取極によらなものであるとき。

二 申請者が、前項第一号の規定による申告をせず、又は同前項の規定による表示の記載をみなさないとき。

三 運送に關する請求を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四 当該利用運送に關し、申請者から特別の取極を求められたとき。

五 当該利用運送が、貨物の取扱い又は他の取扱若しくは積載の危険に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事情があるとき。

### （運送状等）

第八条 貨送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一日ごとに出出しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び数量又は積算額に於ける前荷物の種類及び積算

二 積算内容及び運送先又は積載地及び積卸地(但し、アールその他の積載運送業者にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の取極明

四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」といふ。)の支払に關する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号

### （引渡不能の貨物の取扱）

第二十条 運賃は、第二十二条の規定により荷送人に対し積算をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を積算することになります。

二 当店は、前項の規定により積算をしたときは、運賃なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

三 当店は、第一項の規定による積算をしたときは、その代金をもつて運賃、料金等並びに積算及び積算に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人に交付し、又は積算します。

### （引渡不能の貨物の任意取扱い）

第二十条 運賃は、荷受人を通知することができない場合又は前第二十二条第二号各号に掲げる場合において、その貨物が積毀又は変質しやすためのであつて第二十二条の規定をないときは、その手續に基づき、公定第三者を立会わせて、これを売却することがあります。

二 前項の規定による売却には、前二項第二号及び第三項の規定を準用します。

### （指図の取扱）

第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。

二 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に達した後荷受人がその引換しを請求したときは、消滅します。

三 第一項の規定による指図に於いて、当指が要求したときは、指図を撤回しなければなりません。

四 貨物引換証の所持人は、第一項の規定による指図は、当該貨物引換証を提出しなければなりません。

### （指図に応じない場合）

第二十八条 運賃は、運送上の天災が発生しおそれがあるに認められる場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

二 前項の規定により、指図に応じないときは、運賃なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に対して通知します。

### （事故）

#### （事故の発生の指図）

第二十九条 当店は、次の場合においては、運賃なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を發行します。

一 貨物の一部滅失、損壊、その他の損傷を蒙つたとき。

二 当初の運送経路又は運送方法によつてできないかつたとき。

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

二 当店は、前項各号の場合において、指図をいつとせよとしないときは、当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の処分をすることがあります。

三 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

### （高価品の運送）

第二十条 運賃は、第十五条の規定による申告及び明告をしないかつた畢業業者その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じて、いつてもその取扱い、積算その他の取極を請求することができます。同条の規定による明告及び取極に応じない場合において、当該貨物が損傷を受けたりおそれあるときは、同様に取扱します。

二 前項の規定に準じて適用し、するべき荷受人の負担とします。

三 第一項の規定による処分をしたときは、運賃なく、その旨を荷送人に通知します。

### （事故証明書の発行）

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失、引換証明請求があつたときは、その貨物の引渡期間満了の日から一月以内で限り、事故証明書を發行します。

二 当店は、貨物の一部滅失、損壊又は延焼に關し、その数量、状態及び引換しの目的につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引換しの日限り、事故証明書を發行します。ただし、特別の事情のある場合は、当該貨物の引換しの日以降においても、發行することがあります。

### （運賃 運賃及び料金）

#### （運賃及び料金）

第二十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料表に基づきます。

二 個人(事業として又は事業のために運送契約の當事者となる者を対象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

### （運賃の取立）

第二十条 運賃は、次の各号の日に請求する場合同じ、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 各該利用運送の申込みが、その取極によらなものであるとき。

二 申請者が、前項第一号の規定による申告をせず、又は同前項の規定による表示の記載をみなさないとき。

三 運送に關する請求を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四 当該利用運送に關し、申請者から特別の取極を求められたとき。

五 当該利用運送が、貨物の取扱い又は他の取扱若しくは積載の危険に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事情があるとき。

### （運送状等）

第八条 貨送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一日ごとに出出しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び数量又は積算額に於ける前荷物の種類及び積算

二 積算内容及び運送先又は積載地及び積卸地(但し、アールその他の積載運送業者にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の取極明

四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」といふ。)の支払に關する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号

### （運送状等）

第八条 貨送人は、次の各号の日に請求する場合同じ、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 各該利用運送の申込みが、その取極によらなものであるとき。

二 申請者が、前項第一号の規定による申告をせず、又は同前項の規定による表示の記載をみなさないとき。

三 運送に關する請求を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四 当該利用運送に關し、申請者から特別の取極を求められたとき。

五 当該利用運送が、貨物の取扱い又は他の取扱若しくは積載の危険に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事情があるとき。

### （運送状等）

第八条 貨送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一日ごとに出出しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び数量又は積算額に於ける前荷物の種類及び積算

二 積算内容及び運送先又は積載地及び積卸地(但し、アールその他の積載運送業者にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

三 運送の取極明

四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」といふ。)の支払に關する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号

第十四条 運賃は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

### （免責）

第十四条 運賃は、次の事由による貨物の滅失、損壊、延焼その他の損害については、積算賠償の責任を負いません。

一 当該貨物の欠陥、自然の消滅、虫害又は鼠害

二 当該貨物の性質による発火、爆発、引火、引火、腐敗、変色、及びその他これに類する事由

三 同前條項、同前條項、社会的風習その他の事故、強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 法令又は公權力の行使による運送の差止め、開閉、没収、差押え又は第三者への引換し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

### （高価品に対する特別）

第十五条 高価品については、荷送人が申込みするにあたり、その種類及び積算を明示しなければ、当店に損害賠償の責任を負いません。

### （責任の特約明書書）

第十四条 運賃は、貨物の一部滅失又は損壊については、荷受人が認許しない貨物を引受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物のうちに発見されたときは、貨物の一部滅失又は損壊があつた日から二週間以内当該指図に對してその補償を免したときは、この限りではありません。

二 前項の規定は、当店に賠償があつた場合には、これを適用しません。

### （積算賠償額）

第十四条 貨物の全部滅失があつた場合の積算賠償の額は、その貨物の引き渡すべきであつた日の到着地の価値によつて、これを定めます。

二 貨物の一部滅失又は損壊があつた場合の積算賠償の額は、その引換しおめた日における引き渡された貨物一部滅失又は損壊があつたときの貨物の到着地の価値の範囲によつてこれを定めます。

三 第三十五条第一項の規定による貨物の滅失の賠償額又は荷受人が支払ふべき必要ない損害、料金は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

四 第一項及び第二項の場合において、貨物の到着地の種類又は積算額について争ひが生じたときは、公平な第三者の鑑定又は評価によるその額を決定します。

五 貨物の損傷した場合の積算賠償額は、運賃、料金等の積算を控除します。

第十四条 運賃は、前条の規定にかかわらず、前条の規定又は重大なる過失により貨物の滅失、損壊又は延焼を生じたときは、一切の損害を賠償します。

### （時効）

第四十九条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取つた日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

二 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物を引き渡すべきであつた日をもって起算します。

三 前二条の規定は、当店が故意に犯した場合は、これを適用しません。

### （指図に基づく権利）

第十五条 当店は貨物の全部の価値を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。

### 第三章 附帯業務等

#### （附帯業務等）

第五十一条 運賃は、貨物の積卸し、保管又は仕分、代金の取立て及び立替その他の積載貨物利用運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」といふ。)を引受けたい場合は、前条の定めた料金を、別途に定める料金を要します。

二 附帯業務等については、別表の規定にかかわらず、別表の規定を準用します。

### （品代金の取立て）

第五十二条 品代金の取立ての委託又は変更は、その貨物の運送に關し、これに応じます。

二 当店は、品代金の取立ての委託を受けた後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合は、品代金取立の委託人として責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しをしません。

### （付保）

第五十三条 利用運送の申込みに際し、当店の申出により前荷人が承認したときは、当店は、荷受人の費用によつて運送保険の締結を引受けます。

### （付保）

第五十三条 運送業務に關する事項は、指図により指示します。

### （運賃）

第二十条 運賃は、貨物を受け取るにまで、荷送人が運賃、料金を収めます。

二 前項の場合において、運賃、料金等の積算額を定めたときは、その積算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その差下差を払い戻し、又は追放します。

三 当店は、第一項の規定にもかかわらず、貨物を引き渡すときは、運賃、料金を荷受人から收受することを認めることがあります。

### （運賃料）

第十四条 運賃は、貨物を引渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金を支払わなかったときは、貨物を引渡した日の翌日午後四時迄に、その旨を通知し、前項第一号の期間に限り、前日午後五時三十分の割合で、差額料の支払を請求することがあります。

### （運賃料確保）

第十五条 運賃は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店の責任を負ふ事由に引滅失したときは、その運賃、料金を請求しません。この場合において、当該指図に運賃、料金の全部又は一部を収めているときは、これを払い戻します。

二 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは天災又は荷送人が責任を負ふ事由によつて滅失したときは、運賃、料金その他の貨物の全部を収めます。

### （中止手続料）

第十五条 運賃は、利用運送の中止の指図に於いた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人の責任とされるべきである事由によることを除いて、中止手続料を請求することがあります。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われなかつてあつた日の前日まで利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

二 前項の中止手続料は、次のとおりとします。